

# 議案第 1 号

## 定款の変更について

定款第 38 条の規定に基づき、定款の変更について、次のとおり議決を求めます。

### 記

#### 1 変更内容

定時総会の開催時期並びに議事録の作成について、業務遂行の安定化及び効率化を図るため、以下のとおり変更するものです。

#### 2 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第 1 条～第 15 条 (略) (開催) 第 16 条 総会は、定時総会として <u>毎年度 5 月</u> に開催するほか、必要がある場合に開催するものとします。 第 17 条～第 20 条 (略) (議事録) 第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとします。 2 議長及び <u>出席した理事</u> は、前項の議事録に署名押印するものとします。	第 1 条～第 15 条 (略) (開催) 第 3 条 総会は、定時総会として <u>毎事業年度終了後 3 ヶ月以内</u> に開催するほか、必要がある場合に開催するものとします。 第 17 条～第 20 条 (略) (議事録) 第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとします。 2 議長及び <u>総会において選任された議事録署名人 2 名</u> は、前項の議事録に署名押印するものとします。
第 22 条～第 44 条 (略)	第 22 条～第 44 条 (略)
備考 改正部分は、下線の部分です。	

#### 附 則

この定款は、総会の決議の日（令和 7 年 5 月 28 日）から施行するものとします。

令和 7 年 5 月 28 日提出

一般社団法人花巻観光協会  
会長 佐々木 博